

「政策評価に関する基本計画」の策定について

○ 財務省における「政策評価に関する基本計画」の概要

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 6 条において、「行政機関の長は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、3 年以上 5 年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画を定めなければならない」とされています。

財務省では、政策評価の目的、実施方針、情報の公表等についての基本的事項並びに基本計画や実施計画の策定及び評価書等の作成に当たって政策評価懇談会の意見を取り入れること、などを定めた基本計画を 5 年ごとに策定しています。

現行の基本計画は、平成 25 年度～29 年度を対象として、平成 25 年 3 月に策定されていますが、今回新たに平成 30 年度から 5 年間を対象として、基本計画を策定します。

○ 主な改正内容

現行基本計画は平成 27 年 3 月に一部改正を行っていますが、それ以降の新たな動きを適切に反映します。具体的には、「政策評価に関する基本方針」の一部変更（平成 29 年 7 月）及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正（平成 29 年 7 月）において、事前評価を実施した規制における事後評価の実施が義務付けられ、事前評価の活用方法、基本的評価手法、簡素化した評価手法等が新たに定められたことを踏まえ、所要の改正を行います。